

大阪唯一の重要伝統的建造物群保存地区

富田林「じないまち」散策と 元酒蔵での利き酒体験

旅行期日 **2014年11月22日(土)日帰り**

- 添乗員は同行しません
- 最少催行人員10名様
- 食事：昼食1回

旅行代金 おとなお一人様 **2,800円**

<ポイント>

- ①ガイドツアーにて「じないまち」をご案内！
- ②ご昼食は、旧家の御食事を再現した「じないまち御膳」をご賞味！
- ③「万里春酒造」元酒蔵にて利き酒体験！（お一人様3種類をご賞味いただけます。）

※銘柄はお選びいただけません。※未成年の方へはソフトドリンクをご用意致します。

◆行程表◆（全行程徒歩にて）

- 10:30 富田林駅南口集合
じないまちガイドツアー
- 12:00 昼食
※登録有形文化財「旧田中家住宅」にて
- 13:00 ばんりのはるしゅぞう
「万里春酒造」
元酒蔵にて利き酒体験
- 13:30 解散



写真提供：富田林市教育委員会
農と食と観光まちづくり推進協議会

※掲載の画像は、イメージです。実際と異なる場合があります。

お申し込み書

株式会社 JTB 西日本御中

以下に記載する個人情報を旅行手配、手続代行のために必要な範囲内で宿泊・運送機関その他の第三者に提供されることを同意の上、申込みます。この書面は旅行業法第12条の5による契約書面となります。別紙のご旅行条件書をご了承の上、お申込みください。

申込方法

FAX・ハガキ・ウェブのいずれかでお申込みください。

■FAX: 06-6261-1115

■ハガキ: 〒541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央2丁目1番地 船場センタービル4号館3階

株式会社 JTB 西日本 大阪中央支店内「富田林寺内町モニターツアー」事務局 担当者/秋山・柱本

■ウェブ: 「JTB現地観光プラン」<http://opt.jtb.co.jp/kokurai/cpy/> 「大阪」の「ガイドツアー」からご検索ください。

【富田林「じないまち」と旧酒蔵での利き酒体験】

申込締切 平成26年11月12日(水) 必着

定員/30名様 [最少催行人員: 10名]

【食事条件】昼食1回 【取消料】下記の旅行条件(要約)をご参照ください。
添乗員は同行いたしません。

代表者氏名	フリガナ() 性別(男・女) 年齢(歳)
住所 〒	
TEL:	携帯
ご同伴者	フリガナ() 性別(男・女) 年齢(歳)
	フリガナ() 性別(男・女) 年齢(歳)
	フリガナ() 性別(男・女) 年齢(歳)
	フリガナ() 性別(男・女) 年齢(歳)

ご旅行条件(要約)

お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、この旅行は株 JTB 西日本(大阪市中央区久太郎町2-1-25 観光庁長官登録旅行業第1768号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、旅行代金全額を(1泊2日コースのみ)を添えてお申し込みください。
(2) 郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金全額(1泊2日コースのみ)のお支払いをしていただきます。
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金全額(1泊2日コースのみ)を受領したときに成立するものとします。日帰りプランについては、当社が契約の承諾を行った時に成立します。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加雑費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1. 11日目にあたる日以前の解除	無料
2. 10日目にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
3. 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5. 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈がないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代(1泊2日コースのみ)、観光施設入場料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に放った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金: 1500万円・入院見舞金: 2~20万円・通院見舞金1~5万円
・携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができません場合があります。また取扱できるカードの種類も受託業者により異なります。)

(1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の受諾通知を発信した時(e-mail等電子受諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達した時)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の場合、「14日目にあたる日(休業日にあたる場合、No.営業日)」)とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」の翌月から起算して7日間以内とします。

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●個人情報の取扱いについて

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様が申し込まれた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これら個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込書に出发前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年5月12日を基準としております。又、旅行代金は2014年5月12日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

お申し込み お問い合わせ

JTB西日本 大阪中央支店内「富田林寺内町モニターツアー」事務局
住所/大阪府大阪市中央区船場中央2丁目1番地 船場センタービル4号館3階
TEL/06-6261-2631 営業時間/9:30~17:30(土・日・祝休業)
総合旅行業務取扱管理者: 熊谷 泰伸 担当: 秋山・柱本

旅行企画・実施

JTB西日本 観光庁長官登録旅行業第1768号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員
大阪市中央区久太郎町2-1-25

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく左記の取扱管理者までお尋ねください。

